

農業委員会からのお知らせ

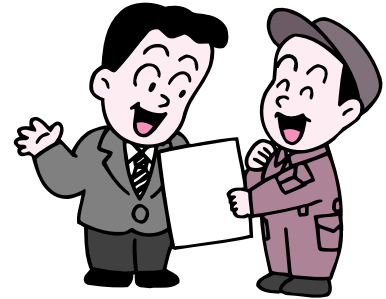
農地の賃借料情報について

～標準小作料制度が廃止されました～

このたびの農地法改正により、標準小作料制度が廃止されました。今後は、農業委員会が標準小作料を定めるのではなく、農地の貸し借りをしようとする方々同士で、賃借料を決定していただくこととなります。

そこで、賃借料を決める際の目安にさせていただけるよう、市内各地域ごとの賃借料情報をお知らせいたします。

なお、最近の使用貸借（小作料0円）が多くなっています。



加東市における農地の賃借料水準表(平成21年1月～11月)

地域	1区画当たりの面積による区分	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(筆)
社地域	1,000㎡以上の田	8,600	12,700	4,700	111
	500㎡以上1,000㎡未満の田	8,600	12,700	4,400	42
	500㎡未満の田	8,600	10,000	4,400	43
滝野地域	1,000㎡以上の田	8,500	10,100	3,000	25
	500㎡以上1,000㎡未満の田	7,000	10,000	3,000	4
	500㎡未満の田	6,500	10,000	3,000	4
東条地域	1,000㎡以上の田	8,400	12,000	3,000	78
	500㎡以上1,000㎡未満の田	8,000	10,000	3,000	37
	500㎡未満の田	6,100	10,000	3,000	36
加東市全体	1,000㎡以上の田	8,600	12,700	3,000	214
	500㎡以上1,000㎡未満の田	8,300	12,700	3,000	83
	500㎡未満の田	7,400	10,000	3,000	83

金額は、算出結果を四捨五入し、百円単位としています。

農業委員選挙人名簿の登載

申請期限は1月10日(日)

平成22年度農業委員の選挙人名簿の登載申請期限は、1月10日(日)です。選挙権のある方は、必ず搭載申請書を提出してください。

選挙権のある方

平成22年1月1日現在において加東市に住所があり、平成22年1月1日までに出生した、1,000㎡以上の農地を耕作している方およびその配偶者や同居の親族で、年間約60日以上農業に従事している方

提出方法

12月末に地区農会から配布された申請用紙に、必要事項を記入して地区農会長に提出いただくか、市農業委員会に持参または郵送してください。

提出先

〒673-1395 加東市天神125番地
加東市農業委員会事務局(東条庁舎)

農地の取得について

面積要件が緩和されました

農地を取得する際の下限面積については、従来は県が決定していましたが、このたびの農地法の改正により、市農業委員会が定めることができるようになりました。

これまでは、社地域・東条地域は5,000㎡で、滝野地域のみ3,000㎡であった下限面積を、市内全域で3,000㎡とする決定がなされ、施行されました。

農地取得時の下限面積

社地域・東条地域
5,000㎡

滝野地域
3,000㎡

市内全域
3,000㎡